

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市文化会館条例（平成2年条例第17号）第10条	使用料の減免	文化国際課

1 審査基準は、盛岡市文化会館条例(平成2年条例第17号)第10条第1項第1号及び第2号による。

2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。